

大阪府化学物質管理制度に 基づく取組み

大阪府 環境農林水産部 環境管理室
事業所指導課 化学物質対策グループ
副主査 池田栄太郎

目次

1. 条例対象物質の見直し
2. 大規模災害に備えた化学物質による環境リスク低減対策の取組状況
3. VOC排出削減に向けた取組の促進

目次

1. 条例対象物質の見直し

2. 大規模災害に備えた化学物質による環境リスク低減対策の取組状況

3. VOC排出削減に向けた取組の促進

大阪府化学物質管理制度

根拠：大阪府生活環境の保全等に関する条例

府独自指定物質

- ✓ 適正管理の対象となる化学物質を独自に選定
 - ・有害性の観点から選定 → 第一種管理化学物質
 - ・光化学オゾン、粒子状物質生成の観点 → 第一種管理化学物質(VOC)
 - ・生活環境保全の観点から選定 → 第二種管理化学物質

事業者の義務規定

- ✓ 届出
 - ・排出量等の届出
 - ・化学物質管理計画書の届出
 - ・化学物質管理目標の届出
- ✓ 緊急事態発生時の応急措置、通報、報告

その他の規定

- ✓ 化学物質適正管理指針の策定
- ✓ 届出事項の集計・公表
- ✓ 立入検査、報告聴取 等

条例に係る主な規定

条例では、排出量等の届出以外の規定については、全ての管理化学物質に適用されている。

			排出量等の届出			管理計画書の作成 管理目標の決定、 達成状況の把握	緊急事態への対応、 管理化学物質に係る 情報提供
			排出量	移動量	取扱量		
条例管理化学物質	第一種管理化学物質	第一種指定化学物質	化管法の届出※		○第一種管理化学物質 取扱事業者が有する 従業員50人以上の 事業所には届出義務 あり	○応急の措置、緊急 事態の状況の知事 への通報、講じた 措置等の届出義務 ○化学物質の譲渡・ 提供先、保管・運 搬・処理等の委託 先への情報提供 の努力義務	
		府独自指定物質(第一種)	条例の届出※				
	第二種管理化学物質	第二種指定化学物質					
		府独自指定物質(第二種)					

※ 製造業等に属し、いずれかの第一種管理化学物質の年間取扱量が1トン以上(特定第一種指定化学物質の場合は500kg以上)で、従業員21人以上の事業者(第一種管理化学物質取扱事業者)が対象

大阪府化学物質管理制度の対象物質(管理化学物質) (現行:2023(令和5)年3月31日まで)

管理化学物質(602物質)

化管法対象物質(指定化学物質)

府独自指定物質

第一種管理 化学物質

第一種指定化学物質
(トルエン、キシレン等 462物質)
(うち特定第一種指定化学物質
(鉛化合物、ベンゼン等 15物質))

酢酸ブチル、メタノール、
VOC※等 24物質

第二種管理 化学物質

第二種指定化学物質
(アセトアミド、ウレタン等 100物質)

アンモニア、塩化水素、
硫酸等 16物質

※VOC(揮発性有機化合物):

事業活動を伴い使用される燃料に含まれるものを除き、塗装、印刷又は接着以外の過程で使用されるものにあつては沸点150℃以下のものに限る。

府独自指定物質見直しの考え方

○第一種管理化学物質

- ✓有害性の観点から選定される化学物質については、その選定基準を最新の科学的知見に基づく有害性評価に全面的に改める。
- ✓VOCについては、効果的・効率的にVOC排出削減対策を推進していくため、引き続き府独自指定物質に位置づける。

○第二種管理化学物質

- ✓生活環境保全の観点からは、大気汚染防止法の事故時の措置に係る規定を補完することとし、同法の有害物質及び特定物質のうち化管法の指定化学物質に該当しない物質を第二種管理化学物質に追加する。

府独自指定物質見直しの内容

【条例】府独自指定物質(第一種管理化学物質)

(現行:24物質)

1. エチレングリコールモノブチルエーテル^{※1}
2. ギ酸
3. 2-クロロ-1,3-ブタジエン(クロロプレン)
4. クロロメチルメチルエーテル
5. 酢酸ブチル
6. 三塩化リン
7. シクロヘキサノン
8. シクロヘキサン^{※1}
9. 3,3'-ジメトキシ-4,4'-ジアミノビフェニル(ジアニシジン)
10. チオセミカルバジド
11. 2,4,6-トリアミノ-1,3,5-トリアジン(メラミン)^{※1}
12. 3,5,5-トリメチル-2-シクロヘキサン-1-オン(イソホロン)

13. 1-ナフチルアミン
14. 2,2',2''-ニトリロトリエタノール(トリエタノールアミン)
15. 1-ブタノール
16. 2-ブタノン(メチルエチルケトン)
17. 2-フランメタノール(フルフリルアルコール)
18. メタノール(メチルアルコール)
19. 1-メチル-4-ニトロベンゼン(p-ニトロトルエン)
20. 4-メチル-2-ペンタノン(メチルイソブチルケトン)^{※1}
21. 硫酸ジエチル^{※2}
22. 硫酸ジメチル^{※1}
23. リン酸ジブチル
24. VOC

※1 改正後、第一種指定化学物質となるもの
※2 改正後、第二種指定化学物質となるもの

(改正後:1物質)



VOC

府独自指定物質見直しの内容

【条例】府独自指定物質(第二種管理化学物質)

(現行:16物質)

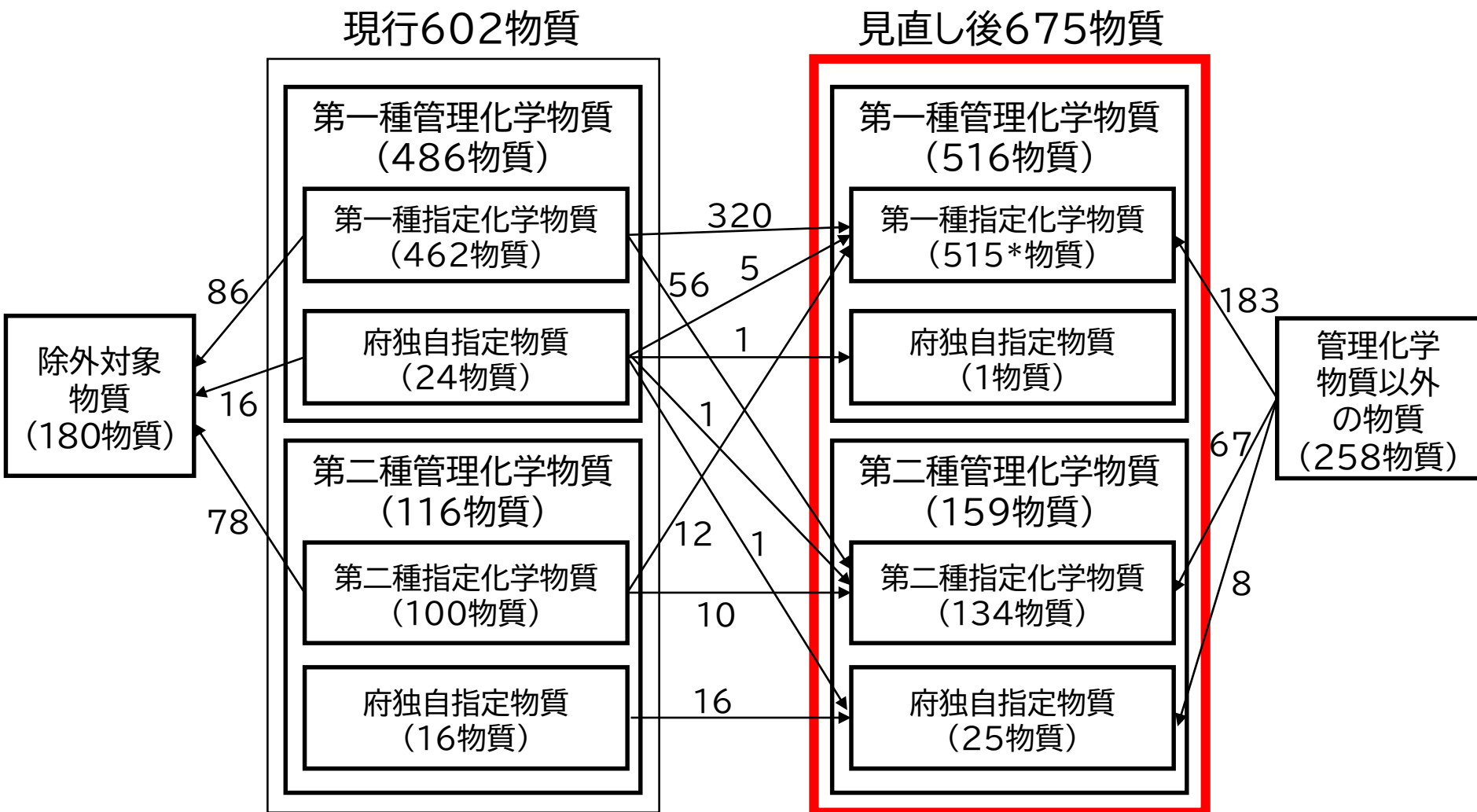
1. アンモニア	7. 五塩化リン	13. フッ素
2. 一酸化窒素	8. 五酸化二窒素	14. 硫化水素
3. 一酸化二窒素	9. 三酸化二窒素	15. 硫酸
4. 塩化アンモニウム	10. 四酸化二窒素	16. リン酸
5. 塩化水素	11. 硝酸	
6. 塩素	12. 二酸化窒素	



(改正後:25物質)

1. アンモニア	10. 五酸化二窒素	19. フッ素
2. <u>一酸化炭素</u>	11. <u>三塩化リン</u>	20. <u>ホスゲン</u>
3. 一酸化窒素	12. <u>三酸化硫黄</u>	21. <u>メルカプタン類</u> (指定化学物質を除く)
4. 一酸化二窒素	13. 三酸化二窒素	22. 硫化水素
5. 塩化アンモニウム	14. 四酸化二窒素	23. 硫酸
6. 塩化水素	15. 硝酸	24. <u>リン化水素</u>
7. 塩素	16. <u>二酸化硫黄</u>	25. リン酸
8. <u>黄リン</u>	17. 二酸化窒素	
9. 五塩化リン	18. <u>フッ化珪素</u>	

化学物質管理制度対象物質見直しの概要



*改正政令における物質数(類似物質を物質群として指定する等により、矢印上の物質数の和とは一致しない。)

大阪府化学物質管理制度の対象物質(管理化学物質) (2023(令和5)年4月1日から)

管理化学物質(675物質)

化管法対象物質

府独自指定物質

第一種管理 化学物質

第一種指定化学物質
(トルエン、キシレン等 515物質)

(うち特定第一種指定化学物質
(鉛及びその化合物、
ベンゼン等 23物質))

VOC

第二種管理 化学物質

第二種指定化学物質
(臭素、オクタン等 134物質)

アンモニア、塩化水素、
硫酸等 25物質

物質改正に係る各種規定の適用時期

- ✓ 適正管理の実施、排出量等の把握、SDSの交付、緊急事態発生時の措置等は、2023(令和5)年度から適用されます。
- ✓ 排出量等の届出は、2024(令和6)年度から適用されます。

		2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度
施行日		現在 ↓	★2023.4.1	
《法・条例》	排出量等把握	旧物質	新物質	新物質
	届出	○旧物質 (2021実績)	○旧物質 (2022実績)	○新物質 (2023実績)
《法》	SDS交付	旧物質	新物質	

管理計画書及び管理目標の届出の取扱い

【条例】

◆ 化学物質管理計画書

- ✓ 今回の改正により、届出対象物質の変更(追加、削減等)があり、管理計画書の内容の変更が必要な場合、変更届の提出が必要
- ✓ 提出期限:管理計画書を変更した日から三月以内

◆ 化学物質管理目標決定及び達成状況

- ✓ 今回の改正により、目標設定の対象とした物質の変更が必要な場合(例えば、現在「塩化第二鉄の取扱量の削減」を目標に設定している場合など)、2023年度の管理目標に係る届出は、以下のとおり2種類の届出が必要
 - 2022年度の目標達成状況の届出(塩化第二鉄)
 - 2023年度を計画初年度とする管理目標決定の届出(新規目標設定物質)
- ✓ 提出期限:2023年9月30日

※化学物質管理目標決定及び達成状況には、変更届出の規定はありません。

目次

1. 条例対象物質の見直し

2. 大規模災害に備えた化学物質による環境リスク低減対策の取組状況

3. VOC排出削減に向けた取組の促進

大阪府化学物質適正管理指針

- ・根拠:大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の23第1項
- ・目的:事業者の化学物質の自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障の未然防止

【主な規定】

1 管理化学物質等の管理の方法に関する事項

- 管理体制の整備
- 管理の改善計画の策定・実施
- 管理の改善のための具体的方策

2 管理化学物質等の使用の合理化に関する事項

- 管理体制の整備・管理の改善計画の策定・実施
- 管理の改善のための具体的方策

3 緊急事態の発生の未然防止及び

発生した緊急事態への対処に関する事項

- 緊急事態の発生の未然防止
- 発生した緊急事態への対処

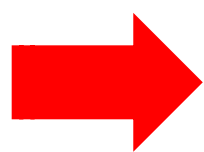
2013年11月
指針改正・追加

4 大規模災害が発生した場合の環境リスクの低減に関する事項

- 大規模災害の想定・環境リスクの把握等
- 環境リスクの低減のための具体的方策

化学物質管理計画書

- 管理化学物質取扱事業者は、事業所ごとに、化学物質適正管理指針に従い、管理化学物質等を適正に管理するための措置を定め、当該措置を記載した書類(化学物質管理計画書)の作成が必要
- 事業所の従業員数が50名以上の事業者は、届出が必要
- 本計画書の内容：
 - ・管理体制についての計画(別添1)
 - ・緊急事態に対処するための計画(別添2)
 - ・大規模災害に備えたリスク低減対策(別添3)



大規模災害に備えたリスク低減対策の実施状況を把握するためアンケートを実施

大規模災害に備えた化学物質による 環境リスク低減対策の取組状況に関するアンケート

◆目的

環境リスク低減対策の実施状況を把握し、
事業者による自主的な化学物質の管理を促進するため

◆調査期間

2022年12月

◆調査対象

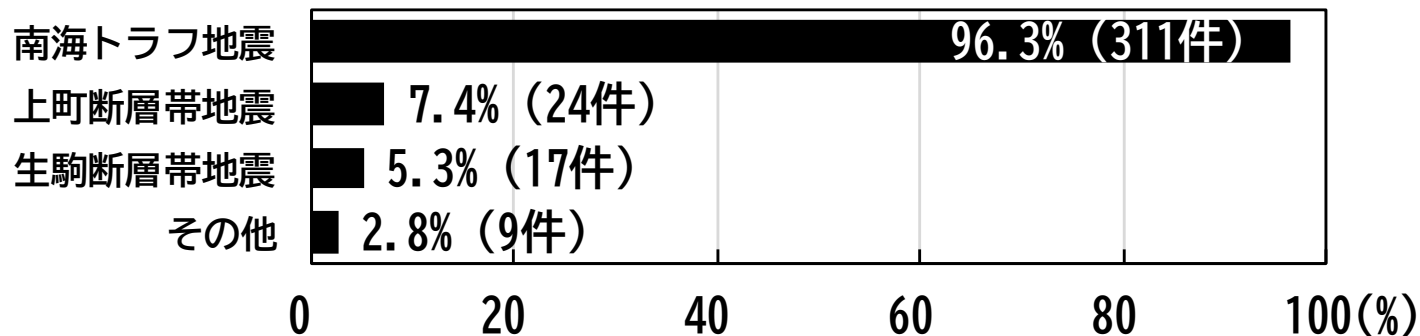
化学物質管理計画書の別添3(大規模災害に備えた
リスク低減対策)の届出対象事業者

◆調査数:449件、回答数:326件(回答率:72.6%)
(2023年1月31日時点)

アンケート結果

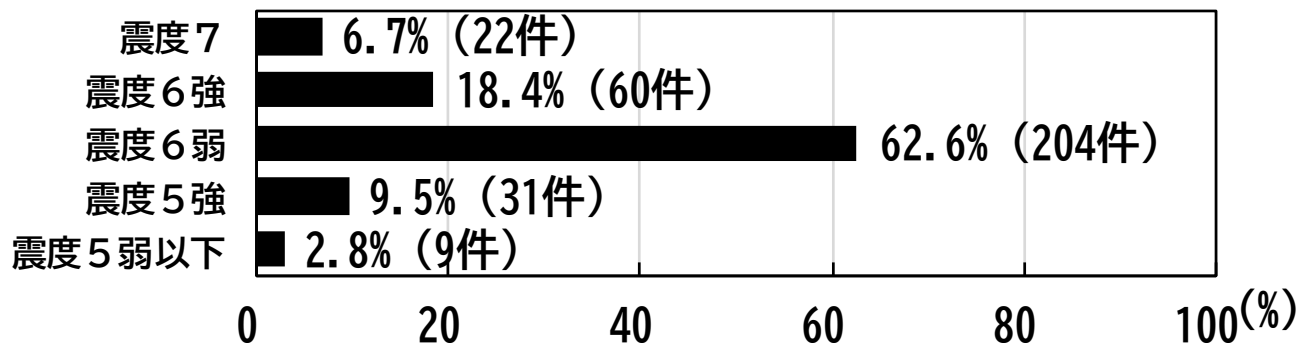
【1. 大規模災害の想定及び環境リスクの把握等】

◆想定した大規模災害



※回答のあった323事業所を母数として割合を算出しています。

◆想定した大規模災害の規模(想定震度)

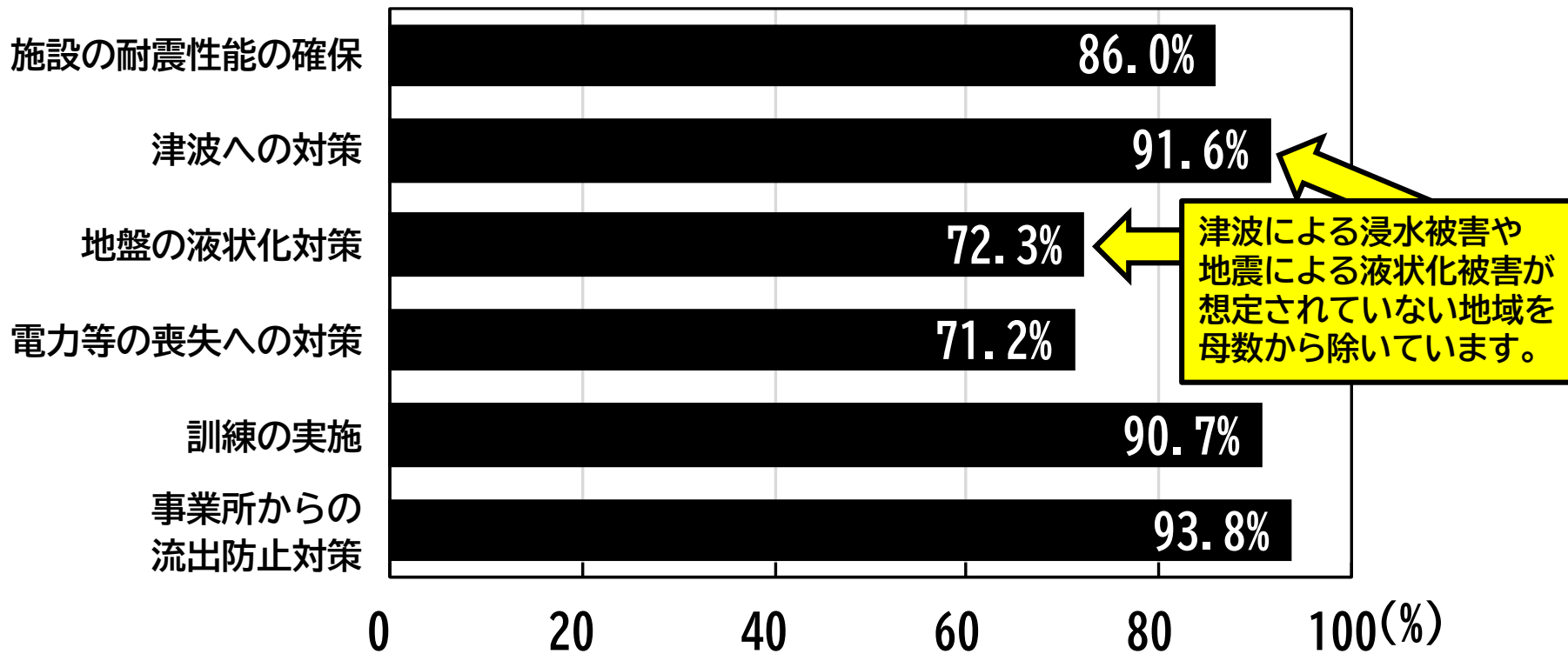


※回答のあった326事業所を母数として割合を算出しています。

**9割以上の事業所が「南海トラフ地震」を想定
約9割の事業所が「震度6弱」以上を想定**

アンケート結果

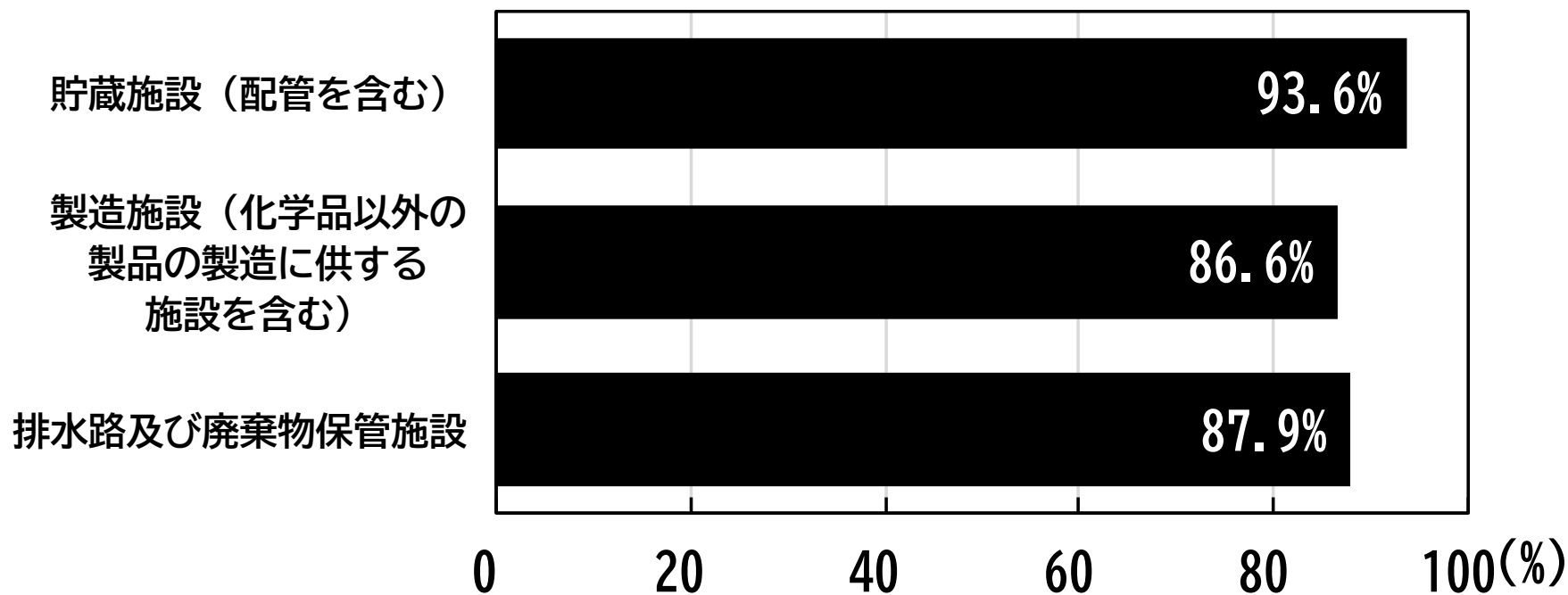
【2. 緊急事態発生の未然防止(事業所全体における対策)】



施設の耐震性能の確保等の対策は、約9割の事業所で実施
地盤の液状化や電力喪失への対策は、約7割の事業所で実施

アンケート結果

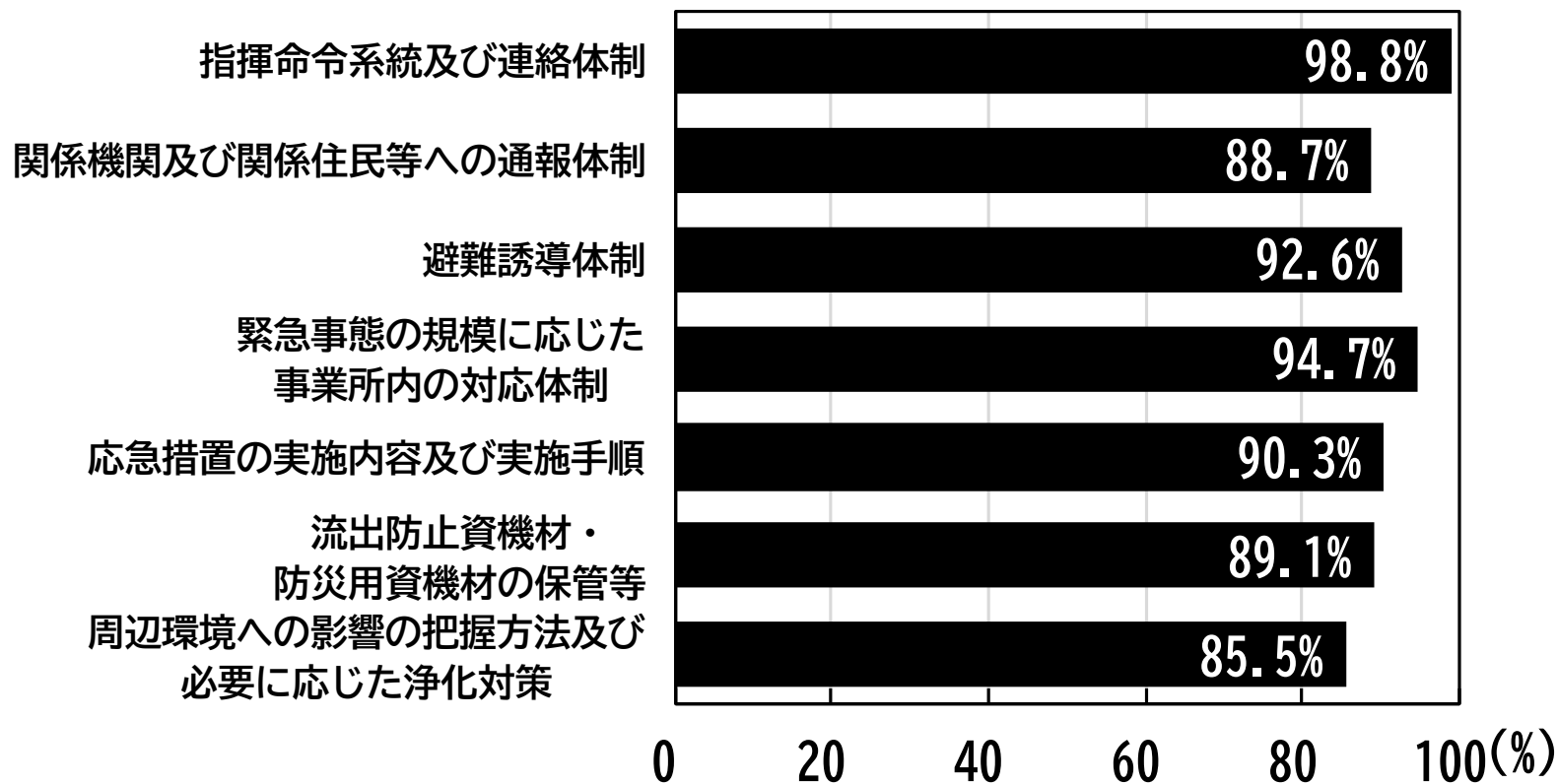
【3. 緊急事態発生の未然防止(主たる施設における対策)】



貯蔵施設や製造施設等の主たる施設において、約9割の事業所が対策を実施

アンケート結果

【4. 発生した緊急事態への対処】



緊急事態に対応するため、上記事項について、それぞれ約9割の事業所が対処済み

アンケート結果から

- 多くの化学物質管理計画書の届出事業所が、大規模災害に備えたリスク低減対策に取り組んでいることが確認できた。
- その一方で、実施率が比較的低い対策があることも把握できた。
- 大阪府としては、届出事業所における対策の実施率のさらなる向上、及び、届出規模未満の事業所における対策の促進について、引き続き取り組んでいく。

<アンケート調査対象事業者の方へのお願い>

本アンケートについては、2月24日(金)17時まで回答期限を延長することといたしました。未回答の方は、以下のURLからご回答をお願いします。

<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukiId=2022110002>

目次

1. 条例対象物質の見直し

2. 大規模災害に備えた化学物質による環境リスク低減対策の取組状況

3. VOC排出削減に向けた取組の促進

VOC排出削減に向けた取組の促進

大阪府では、事業者の自主的なVOC（揮発性有機化合物）の排出削減対策を促進しています。

VOC：トルエンなど常温常圧で蒸発しやすい有機化合物の総称

人の健康や環境に影響を及ぼす要因

- 発がん性を有する等の健康被害を直接的に引き起こす有害物質が多く存在します。
- 大気へ排出されたVOCは光化学オキシダントやPM2.5の原因物質となるほか、一部は紫外線などによりCO₂に変換※されます。

※参考：IPCCガイドライン(2006)



VOC排出削減によるメリット

コスト削減

溶剤使用量の削減や揮発によるロスの削減により、コスト削減につながります。

環境保全への貢献

光化学オキシダントやPM2.5のほか、CO₂排出量も削減され、地球温暖化の抑制（脱炭素）につながります。

作業環境の改善

容器からの液漏れや揮発対策等を行うことで、VOCの作業場内濃度が抑制され、作業環境の改善につながります。

VOC排出削減に向けた取組みの紹介

■大阪府ホームページ「自主的取組の促進」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshohido/jishutekitorikumi/index.html>

1. 揮発性有機化合物（VOC）排出削減に係る推奨ガイドライン

大阪府におけるVOC排出施設の設置及び管理に付いて、排出抑制に係る推奨基準を示しています。

2. 化学物質の排出削減に向けた取組事例集

府内で実際に取り組まれた化学物質の排出削減対策をとりまとめたものです。

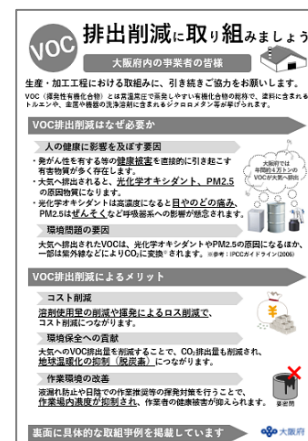
3. 化学物質の管理の改善に係る取組事例集

「マネジメントシステム」「社内教育・訓練」「リスクコミュニケーション」の観点から府内で実際に取り組まれた管理の改善事例をとりまとめたものです。

4. VOC排出削減に取り組みましょう（チラシ）

事業者向けにVOC排出削減の取組事例などを紹介しています。

（令和4年度末公開予定）



ご清聴ありがとうございました